

利用規約の主な改正事項

1 Lアラートの名称導入

これまで情報発信者と情報伝達者の間における効率的な公共情報の流通を実現させる基盤を「公共情報共有基盤」としていたところ、これを「災害等公共情報共有システム」に改めるとともに、当該システムを「Lアラート」と総称することとする（第1条以下全文関係）。

※ Lアラートの名称導入のため、「公共情報コモンズサービス利用規約」のほか、「公共情報共有基盤基本要綱」及び「協力事業者の連携システムとの接続に関する契約」についても所要の改正を行う。

2 公共情報の伝達先の拡大

これまで公共情報の伝達先を「地域住民」としてきたところ、それを「地域の居住者、滞在者その他の者」に改める（第2条関係）。

3 サービス利用者等の再編

(1) 情報伝達者の再編

情報伝達者の定義を改めるとともに、従前の情報伝達者を「特定情報伝達者」（放送事業者、新聞社その他のマスメディア関連事業者）と「一般情報伝達者」（ポータル事業者、デジタルサイネージ事業者など）に再編する（第2条、第31条、第32条関係）。

(2) 中間伝達者の廃止

中間伝達者を廃止するとともに、従前に中間伝達者であった事業者を原則として「特定協力事業者」に移行することとする（第2条、第35条、第36条関係）。

(3) 特別利用者の範囲の拡大

これまで特別利用者として想定していた官公庁と研究機関のほか、「防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材を構成員とする団体」を加えることとする（第2条、第37条関係）。

(4) 協力事業者の再編

従前の協力事業者を「特定協力事業者」（ケーブルテレビ運営統括会社など）と「一般協力事業者」（システム関連事業者など）に再編する（第2条、第37条の2関係）。

4 利用資格審査の内容の明確化

サービス利用申込者に対する書面審査のほか、一般情報伝達者、特別利用者及び協力事業者については、必要に応じて対面審査を実施することとする。利用資格審査の標準処理期限を1か月又は20営業日のうち遅く到来した日とする（第11条関係）。

5 サービス及び利用契約の有効期間の設定

これまで公共情報コモンズのサービスの有効期間を設けてこなかったが、下表のとおりサービス利用者等の種別に応じてサービス及び利用契約の有効期間を設定することとする（第13条関係）。

なお、サービス有効期間の定められたサービス利用者等が、サービスの継続利用を希望する場合には「利用継続申込書」を提出するものとする（第14条の2関係）。

財団との利用契約の相手方	サービス及び利用契約の有効期間
・情報発信者(地方公共団体) ・特定情報伝達者	終了の期日を定めない。
・情報発信者(地方公共団体を除く。)	当事者間の協議により終了の期日を定める。
・一般情報伝達者 ・協力事業者(特定情報伝達者の場合を除く。)	契約締結日の翌々年度の末日に終了
・特別利用者(官公庁を除く。)	翌年度の末日に終了
・特別利用者(官公庁)	当事者間の協議により終了の期日を定める。

6 サービス利用の開始に当たっての検査の実施

サービス利用の開始に当たり、情報発信者にあつては「情報発信検査」、システム連携を行うサービス利用者にあつては「適合検査」にそれぞれ合格しなければならないことを明記するとともに、情報発信者の定期的な発信訓練の実施を明確にすることとする（第30条関係）。

7 サービス利用者等の責務の見直し

サービス利用者等は、財団からの通知を受けた場合にはその内容の確認・対応を要することを明確にする（第31条、第33条、第37条、第37条の2関係）。

特に情報伝達者にあつては、地域住民の視点に立った過剰な伝達への配慮と、適切でない情報を伝達した場合にはその情報の修正を明記する（第33条関係）。また、特別利用者及び協力事業者にあつては毎年度末に本サービスの利用状況及び活動状況について財団に報告を要することとしている（第37条、第37条の2関係）。